



マイナンバー制度  
「個人番号カード」の交付が始まります

■「個人番号カード」とは？

個人番号(マイナンバー)を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるカードです。有効期間は10年(20歳未満は5年)です。表面には顔写真のほか、氏名、住所、生年月日、性別等が記載され、個人番号(マイナンバー)は裏面に記載されます。

■「個人番号カード」はいつから受け取りができるの？

交付の準備ができ次第、カードの交付を申請した人に交付通知書が郵送されます。交付通知書と本人確認書類(運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード等)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人)を持参し、市民課または仮設山陽総合事

務所で手続きをしてください。

※カードの写真と申請した本人の確認をします。本人と確認できない場合は、写真の撮り直しが必要となります。

※本人確認書類がない場合、カードの交付はできません。

■「個人番号カード」の申請を取り下げることはできるの？

カードの申請は義務ではありません。申し出により申請を取り下げることもできます。詳しくはお問い合わせください。

市の業務で個人番号(マイナンバー)の記入や提示が必要なものを1月15日号で紹介する予定です。



〈問い合わせ先〉市民課 (☎ 82-1140)



知っておきたい障がい福祉制度

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。各手当とも所得制限があり、施設に入所している場合等は支給されません。詳しくは、お問い合わせください。

■特別障害者手当

◎対象 20歳以上で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がい重複している場合やこれらと同程度の疾病・精神障がい有している場合で、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎手当の額 月額 26,620円

◎問い合わせ先 障害福祉課

■障害児福祉手当

◎対象 20歳未満で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神

障害者保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の児童

◎手当の額 月額 14,480円

◎問い合わせ先 障害福祉課

■特別児童扶養手当

◎対象 20歳未満で、身体または精神に中度から重度の障がいのある児童を養育している父・母、または父母に代わってその児童を養育している人

◎手当の額 1級：月額 51,100円

2級：月額 34,030円

◎問い合わせ先 こども福祉課

〈問い合わせ先〉障害福祉課 (☎ 82-1170) こども福祉課 (☎ 82-1175)